

## 児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表: 令和6年1月24日

事業所名 児童発達支援センター つばさ

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点・課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	10	0	
	2	職員の配置数は適切である	10	0	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	10	0	利用児の障がいや発達の特性に合わせて空間の構造化や環境構成を行っている。 児及び保護者への情報伝達も掲示板やメールを活用し可視化に努めるなど工夫している。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	10	0	安心して活動できるよう、常に安全や衛生に配慮し毎療育前後に安全点検や清拭、消毒等を行っている。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	10	0	県職員として、各職員が目標管理票を作成し、上司と年3回面談により共有し、モニタリングを実施している。 職員会議を毎週設け、全職員間の情報共有と業務改善に努めている。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	10	0	年1回保護者向け児童発達支援評価を実施し、結果を職員間で共有し、課題について検討、改善を行っている。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	10	0	福井県子ども療育センターホームページと保護者が自由に閲覧可能なつばさ内掲示にて公表している。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	0	10	社会福祉協議会が実施する第三者評価は受けていない。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	10	0	全国児童発達支援協議会研修会、虐待防止・権利擁護、感染症予防、情報セキュリティ、その他様々な研修の受講および伝達講習にて職員全体への学びの機会を確保している。
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	10	0	子育てファイルふくいっ子の様式を活用してアセスメントを行い、また保護者からの聞き取りを丁寧に行いながら支援計画を作成している。 また、年に数回モニタリングを行い支援計画の見直しを行っている。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	10	0	福井県方式アセスメントシート、遠城寺式やKIDS、JSI-Rなどの評価結果を活用している。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	10	0	児童発達支援計画書はガイドラインに沿って作成し項目も記載をしている。

適切な支援の提供	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	10	0	児童発達支援計画を職員間で共有し共通理解を持って計画的に支援している。 一人一人の児に合わせたねらいを設定し、発達を支援するための活動プログラムを立案し実施している。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	10	0		
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	10	0		
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	10	0		
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	10	0		
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	10	0		
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	10	0		日々の活動記録や保護者面談その他必ず記録に残し、職員間で共有し共通理解を持って支援、または支援方法の見直し等を行っている。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	10	0		利用児全員に年数回のモニタリングを計画的に行い計画を見直している。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	10	0	サービス担当者会議には児童発達支援管理責任者と支援担当者が出席している。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	10	0	随時関係機関(者)機関と積極的に連携をとっている。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	10	0		
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	10	0		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	10	0		
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	10	0		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	10	0		
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	10	0		年4回程度地域のこども園との交流保育を実施している。

	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	10	0	こども療育センター所長(兼児童発達支援センターつばさ管理者)は福井市自立支援協議会こども部会員であり、職員も積極的に傍聴している。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	10	0	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	10	0	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	10	0	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	10	0	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	10	0	年間計57回保護者学習会を実施している。随時個別面談を行っている。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	10	0	親子通園により、日頃より保護者同士の連携を支援している。利用日に毎回1時間の保護者休憩を設け、保護者同士の連携や情報共有の機会を持っている。また、年に数回テーマを設け保護者意見交換会を実施している。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	10	0	苦情の受付について重要事項説明書やつばさ内掲示にて体制を示している。相談や申し入れについては、担当職員、または児童発達支援管理責任者が受け付けることを保護者に周知し随時対応している。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	10	0	「つばさ通所のしおり」を年1回発行し、またホームページを随時更新し情報発信を行っている。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	10	0	こども療育センター内に情報委員会を設置しているだけでなく、県職員として個人情報保護法の趣旨を尊重し、「福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)」の規定に従って個人情報を取り扱っている。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	10	0	ひとりひとりの特性や発達段階に合わせた手段でコミュニケーションをとるよう配慮している。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	10	0	子育て講座をオープン参加とし、療育技法や理念の普及に寄与している。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	10	0	各種マニュアルを策定・共有しており、毎年確認と改訂を行っている。令和5年度安全計画を策定し、職員や保護者を対象とした研修や必要な訓練を計画的に実施している。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	10	0	

非常時等の対応	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	10	0	こども療育センターで統一された様式と手続きで提出を促した医療的ケア指示書、アレルギーに対する医師の意見書に基づき対応をしている。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	10	0	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	10	0	こども療育センター療育安全管理委員会やつばさ職員会議で作成や検討をしている。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	10	0	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を設置し、定期的な調査や検討、計画的な職員研修を行っている。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	10	0	